四日市市告示第250号

四日市市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年4月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱の一部を改正する要綱 四日市市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱(平成27年告示第166号)の 一部を次のように改正する。

改正後	改正前
	·

(事業の実施場所)

- 第6条 事業の実施場所は、次の各号に掲 げる支援の種類について、当該各号に規 定する場所とする。
 - (1) (略)
 - (2) 子育て支援

ア及びイ (略)

ウ 児童館、母子生活支援施設、ひと り親家庭等の居宅等ひとり親家庭 等の利用しやすい適切な場所

(対象世帯の認定と登録)

第7条 (略)

2から4 (略)

5 所長は、第3項の規定に基づき登録された者について、第4条に規定する対象 家庭であるかを年度毎に確認するものとする。

(家庭生活支援の期間及び時間)

(事業の実施場所)

- 第6条 事業の実施場所は、次の各号に掲 げる支援の種類について、当該各号に規 定する場所とする。
 - (1) (略)
 - (2) 子育て支援

ア及びイ (略)

ウ 児童館、母子生活支援施設等ひと り親家庭等の利用しやすい適切な 場所

(対象世帯の認定と登録)

第7条 (略)

2から4 (略)

(家庭生活支援の期間及び時間)

- 第12条 支援の実施単位は次のとおり 第12条 支援の実施単位は次のとおり とする。
 - (1) 生活援助及び子育て支援は、1時 間を基本単位とし、以降、1時間単位 とする。

(2) (略)

- 2 支援時間は、原則として次のとおりと する。
 - (1) (略)
 - (2) 子育て支援 子を預かったときか ら、利用者等へ子を帰したときまで

- とする。
- (1) 生活援助は、1時間を基本単位と し、以降、1時間単位とする。
 - (2) 子育て支援は、2時間を基本単位 とし、以後、1時間単位とする。
 - (3) (略)
- 2 支援時間は、原則として次のとおりと する。
 - (1) (略)
- (2) 子育て支援 子を預かったときか ら、利用者へ子を帰したときまで

改正後

別表1 (第13条関係)

内容	派遣時間帯	児童数	単価(1時間あたり)	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
子育て支	9:00~1	児童1人	1,000円	(略)
援	8:00	児童2人	<u>1,000円</u> ×1.5	(略)
		児童3人	<u>1,000円</u> ×2	(略)
		児童4人	<u>1,000円</u> ×2.5	(略)
		児童5人	<u>1,000円</u> ×3	(略)
	18:00~塑	児童1人	1,500円	(略)
	日 9 : 0 0	児童2人	<u>1,500円</u> ×1.5	(略)
		児童3人	<u>1,500円</u> ×2	(略)
		児童4人	<u>1,500円</u> ×2.5	(略)
		児童5人	<u>1,500円</u> ×3	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改正前

別表1 (第13条関係)

内容	派遣時間帯	児童数	単価(1時間あたり)	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
子育て支	9:00~1	児童1人	900円	(略)
援	8:00	児童2人	<u>900円</u> ×1.5	(略)
		児童3人	<u>900円</u> ×2	(略)
		児童4人	<u>900円</u> ×2.5	(略)
		児童5人	<u>900円</u> ×3	(略)
	18:00~翌	児童1人	1,000円	(略)
	日9:00	児童2人	<u>1,000円</u> ×1.5	(略)
		児童3人	<u>1,000円</u> ×2	(略)
		児童4人	<u>1,000円</u> ×2.5	(略)
		児童5人	<u>1,000円</u> ×3	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改正後

別表2 (第15条関係)

(略)

(備考)

- 1 利用世帯の区分の適用にあたり、利用者世帯のうち次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者については、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得(1月から5月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。)が同法第295条の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱う。また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者(母又は父を除く。)であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者の前年の所得については、児童扶養手当法施行令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項(第3号に規定する控除を除く。)の規定の例により計算した額から、(ア)又は(ウ)に該当する場合にあっては27万円を、(イ)に該当する場合にあっては35万円を控除した額とする。
 - (ア)婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、 扶養親族その他その者と生計を一にする子(前年の所得(地方税法第313条第 1項に規定する所得の合計額。以下同じ。)が所得税法(昭和22年法律第27 号)第86条第1項の規定により控除される額(以下「基礎控除額」という。) 以下である子(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。以 下同じ。))を有するもの((イ)に掲げる者を除く。)
 - (イ) (ア) に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ前年の所得が500 万円以下であるもの
 - (ウ)婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、 その者と生計を一にする子(前年の所得が基礎控除額以下である子)を有し、前 年の所得が500万円以下であるもの
- <u>2</u>子育て支援<u>の利用者負担額</u>については<u>、次の(ア)から(ウ)のとおりとする。</u>
 - <u>(ア)</u>宿泊した場合の負担額は8時間分とし、児童1人の場合の負担額に0.5を乗じて得た額とする。
 - (イ)児童数に応じた負担額とし、2人以上の児童1人につき児童1人の場合の負担額に0.5を乗じて得た額を加算する。
 - (ウ) 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

改正前

別表2 (第15条関係)

(略)

- ※子育て支援については、
- ①2時間を基本単位とすることから、最低でも2時間分の利用者負担額とする。
- ②宿泊した場合の負担額は8時間分とし、児童1人の場合の負担額に0.5を乗じて得た額とする。
- ③児童数に応じた負担額とし、2人以上の児童1人につき児童1人の場合の負担額に0.5を乗じて得た額を加算する。
- ④10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

第1号様式を次のように改める。

		家庭生活支援員	派遣対象世帯認	恩定申請書	
<u>p</u>	四日市市社会福祉	事務所長		年	月 日
<u> </u>	れたく申請します。	なお、この申請に	あたり、世帯認		ビ後毎年行われ
	住所				
申	連絡先	(電 話) (携帯電話)		_	
請	生年月日	(昭和・平成)	年 月	日(蒜	き) (男・女)
者の	勤務先・就学先		所在地 (電	電話番号 —	-)
状	家庭の状況	□母子家庭	□父子家庭	□寡婦	
況	世帯の区分	□生活保護受給世帯	□市町村民税非談	飛世帯 □児童扶養手当	受給世帯
	所 得 状 況 (年金含む)	前年の所得額(年所得)	円	
	氏 名	続柄 性別 年齢	職業 (学校名等)	健康状況等 (手帳・アレルギー等)	備考
		本人			
家族の	(生)				
状	(生)				
況	(生)				
	(. 生)				

第8号様式を次のように改める。

家庭生活支援員派遣申込書

四日市市社会福祉事務所長

年 月 日

住所

申込者 氏名

電話番号

次のとおり、ひとり親家庭等日常生活支援員の派遣を申し込みます。

申込理由							
派遣期間	年 月 日 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分 年 月 日 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分 年 月 日 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分 年 月 日 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分 年 月 日 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分 年 月 日 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分 (合計) 日間 延べ 時間(1時間未満は切り上げ)						
日常生活 支援の内 容	(合計) 日間 姓べ 時間(1時間未満は切り上げ) 接助を受けたい場所(申込者の自宅 ・支援員の居宅 ・ その他) 支援を受ける者の数(大人 人 ・ 児童 人) □子育て支援 ①乳幼児の保育 ②児童の生活指導 ③その他子育て上支援が必要な用務 (具体的な用務内容:) □生活援助 ①食事の世話 ②住居の掃除 ③身の回りの世話 ④生活必需品等の買物 ⑤医療機関等との連絡 ⑥その他日常生活を営むのに必要な用務 (具体的な用務内容:)						
備考							

予約完了通知書

年 月 日

様

四日市市社会福祉事務所長

上の派遣期間及び内容で予約完了したことを通知する。

派遣する	家庭生活支援員名				
		単価	時間数	金額	備考
利用者負担額	生活援助				
	子育て支援				
			合計額		

第9号様式を次のように改める。

日常生活支援依頼書

年 月 日

家庭生活支援員 様

四日市市社会福祉事務所長

次のとおり、ひとり親家庭等日常生活支援事業におけるひとり親家庭等への日常生活支援を依頼します。

1. 日常生活支援を必要とするひとり親家庭等

住 所

氏 名

電話番号

2. 支援内容

<u></u>										
派遣期間	年年年年年年	月月月月月月	日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	午前·午後 午前·午後 午前·午後 午前·午後 午前·午後	時時時時時時	分分分分分分分	~ ~ ~ ~ ~ ~	午前·午後 午前·午後 午前·午後 午前·午後 午前·午後	時時時時時時	分分分分分分分
	•		· (全	計) 日間	· 列	£ベ	時間(1時間未満は切	•	<i>)</i>
				(申込者の自宅 (大人 人 · 児				その他) 年齢:	性別:])
日常生活 支援の内		乳幼児	Lの保育 な用務		舌指導		<u>③その他子</u>	-育て上支援が』	<u>公要な用え</u>)	<u>努</u>
容	(4) (6)	食事の 生活必 その他	需品等 日常生	②住居の掃除 の買物 ⑤医 活を営むのに必要 努内容:	寮機関	等と	の回りの世記 の連絡	â)	
その他参考 事項									,	

日常生活支援報告書

年 月 日

四日市市社会福祉事務所長

家庭生活支援員 住所 氏名

囙

次のとおり、ひとり親家庭等への日常生活支援を行いましたので報告します。

□ 依頼書の支援内容で支援を行いました。

□ 依頼書の支援内容から次のような変更(社会福祉事務所長の事前承認あり。)がありましたが、 それ以外は依頼書の内容で支援を行いました。

変更点	
手当額	

				受員の派遣を受けました。 いては、遅滞なく四日市市に支払います。		
記入欄	年	月	日	氏名	印	

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 改正後の四日市市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱別表1及び別表2の規定は、この要綱の施行の日以後に行う支援員派遣から適用し、同日前に行う支援員派遣については、なお従前の例による。

(こども未来部こども保健福祉課)